

令和元年台風第 15 号の影響による停電により被害を受けられた皆様へ

このたびの令和元年台風第 15 号の影響による停電により被災された方々に心からお見舞い申し上げます。

弊社では、災害救助法が適用された地域の被災者のご契約について、以下の特別措置等を実施しております。

1. 保険料払込猶予期間の延長

お客様のお申し出により、契約更新も含めた保険料のお払込みについて、猶予する期間を一定期間、延長いたします。

2. 保険金・給付金の請求手続きの簡素化

お客様のお申し出により、必要書類を一部省略するなど、通常の場合よりも簡便かつ迅速なお取扱いをいたします。

■ 今回災害救助法が適用された地域は次の通りです。

【千葉県】


千葉市 中央区、花見川区、稲毛区、若葉区、緑区  
銚子市、館山市、木更津市、茂原市、成田市、佐倉市、東金市、旭市、勝浦市、市原市  
鴨川市、君津市、富津市、四街道市、袖ヶ浦市、八街市、印西市、富里市、南房総市  
匝瑳市、香取市、山武市、いすみ市、大網白里市、印旛郡酒々井町、印旛郡栄町  
香取郡神崎町、香取郡多古町、香取郡東庄町、山武郡九十九里町、山武郡芝山町  
山武郡横芝光町、長生郡一宮町、長生郡睦沢町、長生郡長生村、長生郡白子町  
長生郡長柄町、長生郡長南町、夷隅郡大多喜町、安房郡鋸南町

以上

また、今後災害救助法適用地域が追加された場合も同様の対応をいたします。

< お問い合わせ >

フローラル共済株式会社

 0120-26-8160 (通話無料)

受付時間 9:00~18:00 (土日祝日、年末年始を除く)

※携帯電話からもお掛けいただけます。